

(社会福祉事業)

1 社会福祉事業

① 永年勤続保育者の表彰

選考基準 保育所等に30年以上勤務している施設長及び20年以上勤務している保育士等の職員で、選考委員会で選考されたもの。

内 容 選考された対象者を表彰し、表彰状と記念品を授与する。

(注)「保育を高める研究集会」「全国理事長・所長研修会」は実施しない
令和8年度から「保育の質を高める全国大会」に一本化する予定

② 令和7年度 女性部中央研修会の開催（東京都）

オンラインにて開催予定

③ 第46回 全国青年保育者会議の開催（宮城県）

期 日 令和7年9月3日（水）～5日（金）

④ 各ブロック及び各都道府縣市支部施設長・保育士等職員研修会の開催

(2) 出版 『保育界』の発行（毎月）

(3) 家庭児童相談

家庭児童についての各種相談（月曜～金曜日 10:00～16:00）

(4) 保育情報・資料等の提供

① 保育に関する情報・資料等を収集し、全国支部宛てにメールで随時速報を発信する。
また、個別施設がメールを受信できる仕組みについて拡大を図る。

② ホームページを通じた保育情報の提供
会員専用ページの運用

(5) 組織関係

① 会員の増強

② 支部組織の強化と支部活動の推進

③ ブロックにおける支部相互の連携強化の促進

(6) 会議関係

① 役員会

a. 理事会

b. 評議員会

② 運営協議会

令和7年7月25日（金）に開催予定

③ 全国女性部長会議

- ④ 全国青年部長会議
- ⑤ 各種委員会
 - a. 保育問題検討委員会
 - b. 予算対策常任委員会
- ⑥ 委員の派遣（子ども・子育て支援等分科会 等）
- ⑦ 保育三団体協議会（日本保育協会・全国保育協議会・全国私立保育連盟）への参画
 - ・令和7年度は全国私立保育連盟が事務局

(7) 監査関係

- ① 監事監査の実施
- ② 外部監査の実施（会計監査人）

2 保育人材センター事業

(1) 保育士等キャリアアップ研修

東京都の指定を受け、e ラーニング及び Zoom を用いたオンライン研修の方法で一部の業務を外部委託したうえで実施する。

- ① 乳児保育担当者研修会
- ② 幼児教育担当者研修会
- ③ 障害児保育担当者研修会
- ④ 保護者支援・子育て支援研修会
- ⑤ マネジメント担当者研修会
- ⑥ 食育・アレルギー研修会
- ⑦ 保健衛生・安全対策研修会

(2) につぼ保育セミナー

47都道府県より「施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園）」の実施主体認定を受けて、各セミナーを自主事業として実施する。

テーマは以下の7分野を予定しているが、各セミナー名称や内容は今後講師との調整を行ったうえで決定する。

- ① 乳児保育
- ② 幼児教育
- ③ 障害児保育
- ④ 保護者支援・子育て支援
- ⑤ マネジメント
- ⑥ 食育・アレルギー対応
- ⑦ 保健衛生・安全対策

(3) 支部等が開催するキャリアアップ研修の支援

保育士等キャリアアップ研修 e ラーニングコースを活用し、支部等が主催するキャリアアップ研修の支援を行う

- (4) 研修・セミナー開催情報などの提供
受講希望者に対する研修情報をメール配信サービスを利用して送付する
今後は SNS の活用も検討する
- (5) 管理職向け研修（仮称）
管理職（理事長・園長・主任等）を対象とした「学びの機会」を企画し、保育現場が直面するさまざまなテーマや新たな課題に応じたタイムリーな研修を提供する。

3 保育科学研究事業

- (1) 保育科学研究所の運営（各種委員会と事業の実施）
 - ① 保育科学研究の実施（研究への助成）
 - ② 保育実践研究の実施（会員から募集、表彰）
 - ③ 紀要『保育科学研究』（年1回）・『保育実践研究報告集』（年1回）の発行
 - ④ 保育研究と学術団体等との連絡・協力
- (2) 第13回学術集会の開催
期 日 令和7年9月6日（土）
開催地 オンラインにて開催
- (3) 公募される事業への応募
こども家庭庁実施等の公募される事業については、当協会の目的に合致する場合等に応募する。

（公益事業）

保育士登録事業

- (1) 都道府県の保育士（地域限定保育士を含む）登録業務（委託業務）の受託
47都道府県と個別に、保育士登録業務委託契約を締結する。
※特に、個人情報の取扱いに留意する。
- (2) 保育士登録関係資料の配布
「保育士登録の手引き」・「登録変更等の手引き」を作成し、申請を希望する者に配布する。
- (3) 保育士登録に必要な申請書類の受付、点検・確認及び申請者名簿並びに保育士登録簿を作成し都道府県へ進達
 - ① 保育士登録申請書、保育士証書換え交付申請書、保育士証再交付申請書、保育士資格喪失届及び添付書類の受付、点検・確認をする。
 - ② 都道府県に進達するための保育士登録申請者名簿を作成する。
・登録申請書44千人及び書換え交付等申請書24千人を進達予定
 - ③ 都道府県知事の登録決定に基づき保育士登録簿を作成し、都道府県に送付する。

- (4) 保育士登録手数料の収納
都道府県の条例に基づく保育士登録手数料の払い込みをする。
- (5) 保育士証の交付
都道府県知事の登録決定に基づき保育士証を作成し、申請者に送付する。
- (6) 保育士登録に係る各申請におけるマイナンバー取扱い開始
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）改正を受け、児童福祉法施行規則における各申請書様式が改正されたことに伴う対応
- (7) その他
国及び都道府県等と協力して、保育士登録制度の適正な運営を行うとともに、制度の周知や改善に努める。

(収益事業)

収益事業

- (1) 保育関係図書の出版、販売、他社発行図書の監修
- (2) 保育用品等の販売、斡旋
- (3) 保育共済年金の加入促進